

2014年1月吉日

お客様各位

2014年4月1日の消費税変更に伴う弊社対応について

シェアードシステム株式会社

平素は弊社の製品ならびに SaaS サービスをご活用頂き誠に有難うございます。

2014年4月1日の消費税率変更（現行5%から8%への引き上げ）に伴い、製品、保守ならびにご利用中の SaaS サービスにおける弊社の新消費税適用方針を以下の通りご案内申し上げます。

記

**1. 新たに製品を販売する、保守及びサービス申込みを受けるケース**

2014年4月1日以降に「製品販売」、「製品保守やシステム保守の契約の締結」及び「サービスの利用契約の締結」の取引において新消費税率（8%）を適用致します。

見積書、注文書、請求書等での製品価格・製品保守価格・システム保守価格やサービス利用価格の表記につきましても、2014年4月1日0時をもって新消費税率の表記にて変更致します。

**2. 経過措置※の対応について**

**a. 月額課金での継続型サービス**

継続して提供するサービス契約（クラウド、SaaS、ASP、保守、その他継続したサービス提供、及び役員提供を行う契約）等で、2014年4月1日から4月30日までの間に利用料金の支払いを受けることが確定するものに対しましては、請求対象期間により消費税率の適用が異なります。

No	請求対象期間	消費税率
1	2014年3月31日まで	5%
2	2014年4月1日を跨ぐ	8%
3	2014年4月1日より4月30日まで	8%

## **b. 年間契約での継続型サービス**

上記「a. 月額課金、継続型サービス」と同様の対応となります。

ただし契約または慣行により1年分の対価を一括して受取り2014年3月31日までに契約、請求が完了している場合は従来の消費税率（5%）を適用することとします。

## **c. ソフトウェア請負開発での経過措置の扱いについて**

ソフトウェア開発費用の消費税は契約成立時ではなく引渡し時の税率が適用されます。

ただし、ソフトウェアの開発等に係る請負契約につきましては、新消費税率施行の半年前までに請負契約を締結した場合、従来の消費税率（5%）を適用いたします。

\*2013年9月30日までにソフトウェア請負開発契約を締結した場合には、ソフトウェアの引渡日が2014年4月1日以降であっても従来の消費税率（5%）となります。

つきましては、お客様各位におかれまして、ご利用のサービス、サービスに対する「請求対象期間」が上記のいずれのケースに該当するものかについて改めてご確認頂き、ご不明な点、不都合がございましたら弊社担当営業までお問合わせ頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

※経過措置について詳しくは、国税庁のホームページ等でご確認ください。

国税庁ホームページ：[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

本件に関するお問い合わせ先

シェアードシステム株式会社

営業本部

TEL：03-5957-5581

FAX：03-5957-5601